

# 北海道手をつなぐ育成会 げっぽう

第683号

昭和39年3月13日第三種郵便物認可第10号(毎月1日発行・定価一部10円(会費を含む))  
●発行日—平成26年12月1日  
●発行所—社団法人北海道手をつなぐ育成会  
〒060-0002 札幌市中央区  
北2条西7丁目かどる2・7(4F)  
電話 011-251-0855  
FAX 011-251-0804  
Eメール doikusei@air.ocn.ne.jp  
●発行人—奈須野益  
印刷所 ㈱北海道機関紙印刷所

## 第1回 全国育成会事業所協議会 全国研修大会 盛大の裡に開催!!

### 札幌パークホテル

11月8日(土)～9日(日)、札幌パークホテルにおいて、全国育成会事業所協議会加盟の事業所役職員や育成会関係者が沖縄や鹿児島県等全国各地から78事業所・育成会279名の参加をえて研修大会が開催されました。

初日は魅力ある事業所づくりをテーマに第1分科会では「親の思い・本人の思いに寄り添い職員がやり甲斐を持てる魅力ある事業所づくり」について、白杉滋朗運営委員(滋賀県草津市)がコーディネーターを務め、苫小牧市内のワークセンターるーぷ門内勇治施設長や岩手県、大分県の事業所から提言がありました。

第2分科会では「経営基盤の安定と人材育成・地域で必要とされる魅力ある事業所づくり」について、金刺幸春運営委員(静岡県下田市)がコーディネーターを務め、岩見沢市内の工房こぶし・いこいの小玉和則施設長や沖縄県、静岡県、佐賀県、今年8月、広島県安佐市での豪雨・土砂災害で事業所が全壊した八木園からも出席があり、工房こぶし・いこいの千葉美樹氏が出席者

を代表して八木園施設長等職員4名に応援団方式でのエールを送り、会場内は大いに盛り上がりしました。  
2日目の大会式では、森本千尋運営委員(札幌市・朔風)が全体進行役を務め、全国手をつなぐ育成会連合会久保厚子会長と道育成会奈須野益会長から挨拶があり、北海道知事・札幌市長からのメッセージをいただいた後、厚



シンポジウムで発言する佐藤春光会長

労省障害福祉課長補佐平川雅浩氏から行政報告を受けました。

シンポジウムでは「魅力ある事業所づくりの新たな一歩を踏み出すために」をテーマに松崎伸一運営委員(東京都三鷹市)がコーディネーターを務め、道通所事業所連絡協議会佐藤春光会長や大阪市育成会小泉いと子氏、鹿児島県育成会十島真理氏から指定提言があり、最後に三上正浩運営委員長(広島県)からまとめが述べられ、実り多い研修大会となりました。

会場内で取り組まれた八木園への義援金は、38,104円が集まりました。また、道通所事業所連絡協議会が取り組んだ道内事業所からの義援金155,000円と併せ指定口座に送金しました。ご協力を感じ致します。一日も早い復旧をお祈りします。

### 全国研修大会に参加して!

社会福祉法人ゆあみ会 千葉 美樹  
工房こぶし・いこい

私は岩見沢市の社会福祉法人ゆあみ会工房こぶし・いこいの職員として参加いたしました。この大会を実行させるにあたり、当施設の施設長も運営委員として何度となく札幌に足を運び会議を重ねて苦労されておりました。

いよいよ大会本番となり、まず驚いたのは全体でのレモニーが無く、第1分科会・第2分科会とに分かれての

スタートでした。こういった手法に経験がない自分にとっては、運営委員の方々のアイデアなんだと感心させられました。

私は第2分科会に参加しました。テーマは『経営基盤の安定と人材育成・地域で必要とされる魅力ある事業所づくり』でした。

提言者3名の方々のテーマに沿った思いが述べられた後コーディネーターとの絶妙なやり取りが聴いている方々を飽きさせず、長い時間を感じさせないものでした。夜には懇親会があり他都道府県の方と交流できたことも自身のスキルアップに繋がったと思います。

翌日の厚生労働省の方のお話の中で、27年度報酬改定等についてのお話もあり、単価が下がらないことを願いつつ終了しました。

最後になりますが、この大会を成功させた運営委員会の皆さまに『お疲れさまでした』と一言添えて感想とさせていただきます。

## 『道育成会特別研修会』開催!!

11月3日(月・祝)～5日(水)、北見市端野町、旭川市、江別市の各会場において、道内各地から総勢260名を超える方々が出席して、知的障がいのある自閉症(発達障害)がある長男と向き合い、多くの支援者のアドバイスを受けながらご本人の希望である高校進学・川崎市職員の就職を見事にかなえ2児を育て上げたご経験を明石洋子氏から「ありのままの子育て」から40年、自閉症の息子とともにをテーマに講演会が行われ、長男徹之氏の講演もあり盛況のうちに終了しました。

ご協力頂きました関係各位にお礼申し上げます。なお、講演会で上映したテレビで放映されたDVDを希望の方は北見市・旭川市・江別市育成会又は道育成会迄ご連絡願います。

明石洋子さん 徹之さんの

## “ありのままの子育て” 講演会を開催して

江別手をつなぐ育成会会長 石田 文子  
11月5日、江別市民会館にて97名の障がい当事者、福祉関係者、市民の方々の参加を得まして、お二人が懸命に向き合ってこられた40余年の日々についてお話しいただきました。



江別市民会館で挨拶する石田文子会長

ご本人幼少時の「何か変?…」に始まり、障がい告知、小学校入学、卒業後の進路、と節目では勿論、日常的な大小の困難の中、母親としての激しく揺れる思いが当時の自分と重なり、そのまま胸に響いた方は沢山いらっしゃったのではないのでしょうか。

現在、公務員として働くご本人と支えるご家族、そして徹之さんのその都度の元気なご挨拶で地域の方々にも笑顔が広がる…そんな生活の映像は感動的でした。

また、明石さんが川崎市の自閉症児者親の会会長に就任後、百人以上もの幼児の親を含む新入会があつたとの、当会にとっては夢のような話をされ、知恵と勇気を持ち続け、年月をかけた地域創り活動の真の力を教えていただいた気がします。

これからも徹之さんのさらなる目標に向かっての支援の輪が構築出来ますように北海道からもエールを送りたいと思います。

徹之さんに「得意な料理は?」と伺ってみましたら、「回鍋肉!」と頼もしい即答でした。

明石洋子さま、徹之さま、またいつかお会いできる日を楽しみにしております。  
本当に有難うございました。

## 厚生労働省

### 「障害福祉サービス等

### 報酬改定検討チーム」(10回)

### が開催される

厚生労働省「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」の第10回が10月27日(月)に開催さ

れ、共同生活援助（グループホーム）、自立訓練（生活訓練・機能訓練・宿泊型自立訓練）、地域相談支援の検討が行われました。以下、抜粋して内容を掲載します。

次回、11回目は11月4日に障害児支援の報酬について検討されています。

### 共同生活援助の報酬に係る論点（抜粋）

① 基本報酬について、重度の障害者の支援が手厚くなるよう、障害支援区分の高い利用者に係る報酬に重点化を図るといった見直しについて、どう考えるか。

② 夜間支援等体制加算について、1人の夜間支援従事者が少数の利用者を支援できるよう見直すことや、実際の夜間職員の配置状況を適切に評価できるよう算定方法を見直すことについて、どう考えるか。

③ 重度障害者支援加算について、従業者に対し強度行動障害支援者養成研修等の受講を促すとともに、重度障害者に対する支援を適切に評価できるよう見直すことについて、どう考えるか。

④ 日中支援加算（Ⅱ）について、障害者の高齢化や重度化を踏まえ、対象となる日中活動の拡充を図ることについて、どう考えるか。

⑤ 個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例の経過措置の取扱いについて、どう考えるか。

### （共同生活援助全般についての意見）

・ 重度の方の利用が増え、求められる支援機能も増えている。制度設計当初とは異なる機能が求められているが、今の報酬では貧

弱だ。よってハード面が不十分で職員も定着しないため、結果として、昼と夜も同じ場所でサービス提供があり、安心だから施設入所を希望するという利用者の親は依然として多い。単独ではなく入所も含めた複数のサービスの提供している所が実施しているホームの方が、バックアップが期待できて安心だという声がある。しかし、地域に目を向けて働いてきた方の視点が大切なので、単独のホームが他の経営主体の入所施設やサービスと連携し安定したサービスを提供できるような体制を整備してほしい。

・ 26年の経営実調の数値を見ても世話人の給与が下がっており（23年・2,910千円／年↓26年・2,567千円／年）、何らかの手を打たないと厳しい。夜間の支援のみが困難なのではなく、世話人が主に担う昼間の支援の困難さも評価しなくてはいい。グループホームは家庭的な感覚で安心感を与える場であるべきだが、世話人が定着せずにそれが実現できていない。

### 藤井障害保健福祉部長より「いろいろなサービスを重ねるに組み合せていかに安心を提供しているか、広い視野での検討が必要である」「重度・高齢化が進行していく中でグループホームの機能をどう考えるか、そもそも小規模入所との違いは何か、ということが課題だと認識しており、障害者総合支援法施行後3年の見直し検討の際のテーマだと考えている」との発言がありました。

（藤井部長発言後のアドバイザーの意見）

・ 入所施設よりもグループホーム、グループ

ホームよりもアパートと、できるだけ小さな規模のものをこれまででは追求してきたが、それだけではなくて本人のライフコースにあわせ、今住まいの場としてどこが適切かという視点も必要なのではないか。

・ 入所施設ではなく「機能」が重要であり、入所施設と入所機能は分けて論じる必要がある。入所機能には、各種支援の実施のみならず、利用者間の助け合いも含めた集団生活の場の提供という要素もある。そういった意味では、世話人には運営管理の能力のみならず、グループワーカーとしての技術も求められる。

・ その人が今どこで生活するのが適切かを判断する上でのアセスメントの機能が重要であり、その機能をどこにもたせるかが課題ではないか。

### 障害者歩くスキーの集い開催!!!

（心身にハンディのある方（年齢・性別不問）を主な対象者として次のとおり開催されます。）

日時 平成27年1月18日（日）  
場所 滝野すずらん丘陵公園  
締切り 平成27年1月13日（火）必着  
申込先 朝日新聞北海道支社「障害者歩くスキーの集い」事務局  
Tel 011-281-2140

お詫び 先月発行の第682号は、発行日に誤りがあり、正しくは11月1日です。  
お詫びの上、訂正させて頂きます。



# AIU 生活サポート総合補償制度のご案内

安心を  
お届けします

2007年4月に日本で誕生した知的障害児者と自閉症児者専用の保険です。

## AIUの普通傷害保険 (2013年7月現在の内容です。) (知的障害者等福祉団体傷害保険特約、地震・噴火・津波危険補償特約セット)

病気やケガまたはその検査のため入院したとき (保険期間中に開始した入院の4日目から30日限度)

**入院給付金 (付添介護保険金、差額ベッド費用、入院諸費用、入院一時金)**

他人にケガをさせたり、他人のものを壊して法律上の賠償責任を負ったとき (国内外補償)

**個人賠償責任保険金: 1事故1億円限度 (自己負担金額なし)**

ケガをしたとき

**死亡・後遺障害・入院・通院・手術保険金**

地震・噴火・津波危険補償特約セット

病気で死亡したとき

**葬祭費用保険金**

お問合せ先) 株式会社ジェイアイシー北海道支店  
〒060-0051 札幌市中央区南1条東2丁目  
8-2 SRビル4F  
TEL: 011-221-7009 FAX: 011-221-1704  
http://www.jicgroup.co.jp

引受保険会社 AIU 損害保険株式会社札幌支店  
〒060-0001 札幌市中央区北1条西6丁目  
1-2 アーバンネット 札幌ビル 4階  
受付時間: 午前9時~午後5時  
(土・日・祝日・年末年始を除く)

北海道知的障害児者生活サポート協会  
〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目  
かでの2・7 4階 北海道手をつなぐ育成会内  
TEL: 011-251-0855 FAX: 011-251-0804  
(A-000410 2014-06)

病気・ケガの入院

個人賠償補償

被害事故の解決

障がいのあるご本人と、そのご家族・施設従事者のための総合保険です。

ぜんちの  
**あんしん保険**

平成25年料率改定

少額短期健康総合保険 (無告知型) 2012年創設

\*この広告は商品の概要を説明しております。ご契約の際は必ず「パンフレット」  
「重要事項説明書」をご確認ください。

### 保障内容 (A-1プランの場合 年間保険料 17,000円)

|           |                |
|-----------|----------------|
| 死亡保険金     | 10万円           |
| 特定重度障害保険金 | 10万円           |
| 入院保険金     | 1日につき 8,000円※2 |
| 入院一時金     | 10,000円        |
| 傷害通院保険金   | 1日につき 1,000円※1 |

|           |               |
|-----------|---------------|
| 法律相談費用    | 5万円 までの実費     |
| 弁護士委任費用   | 100万円 までの実費   |
| 接見費用      | 1万円           |
| 個人賠償責任保険金 | 1,000万円 までの実費 |

※1: 一回の入院または一回の通院につき、30日限度。  
※2: てんかんによる入院の場合は一日につき4,000円となります。

詳しい資料のご用命は、下記代理店へお願いいたします。

〇取扱代理店

有限会社 オフィスブレイン

TEL 011-207-2522

〒060-0032 札幌市中央区北2条東3丁目2番地  
札幌セントラルビル2F

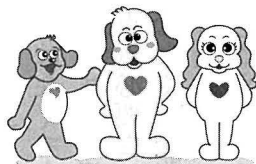
〇引受保険会社

ぜんち共済株式会社

〒101-0032 東京都千代田区岩本町3-5-8  
岩本町シティプラザビル 5F

知的障がい者専用補償制度

♡ アイ・ライフ  
**ILIFE**



## 病気に対する補償が新しい!!

- ① すべてのケガおよび病気による死亡 (葬祭費用) を補償
- ② すべてのケガおよび病気による入院を補償
- ③ さらに傷害事故の場合は「傷害入院」「傷害通院」「傷害治療費」が入院保障とは別件で補償されます。
- ④ 入院した場合は、1日目より補償 (180日限度)
- ⑤ 「疾病性てんかん」「てんかんに伴う転倒事故」「自傷行為」「闘争行為」などによる入院も補償されます。

### アイ・ライフ 補償内容

|      |                                |
|------|--------------------------------|
| 病    | 死亡 (葬祭費用) …… 100万円             |
| 気    | 入院 (180日限度) …… 10,000円         |
| ケ    | 死亡 (葬祭費用) …… 100万円             |
|      | 入院 (180日限度) …… 12,000円         |
| ガ    | 通院 (90日限度) …… 1,000円           |
|      | 傷害治療費 (実費) …… 50万円             |
|      | 手術費用 …… 2・4・8万円<br>(本会規約別表1参照) |
| 賠償責任 | 第三者賠償 …… 5,000万円<br>(免責なし)     |

あなたとあなたの家族が毎日の生活を安心して過ごす為の補償制度、それが **アイ・ライフ** です。

お問い合わせ先  
制度補償会



**障害者補償会**

〒064-0801 札幌市中央区南1条西20丁目2-1 建設管理センタービル8F 担当: 石山・笹谷

お電話を頂ければすぐに資料をご郵送致します。

フリーダイヤル **0120-185-001**